

議第 107 号

下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和 4 年 11 月 30 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

令和 5 年 4 月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 63 号）が施行され、地方公務員の定年が現行の 60 歳から段階的に 65 歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成16年下呂市条例第178号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の種類) 第2条 水道事業等職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第22条の4第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略）	(給与の種類) 第2条 水道事業等職員で常時勤務を要するもの及び地方公務員法（昭和25年法律第261号） <u>第28条の5第1項</u> に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。 2・3 （略）

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市水道事業等職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例要綱

### 1. 改正理由

令和5年4月から、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）が施行され、地方公務員の定年が現行の60歳から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 条文中で引用する地方公務員法の条項を改めます。

(第2条関係)

(2) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)

